後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を送付します（7月中旬）

▶問合せ　保険年金グループ　☎079（435）2581
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター）☎078（326）2021

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。後期高齢者医療制度の保険料（年額）を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は２年ごとに見直し、平成31年度の保険料額は右図のとおりです。

平成31年度の保険料額

①均等割額
48,855円

＋

②所得割額
（平成30年中（1～12月）の総所得金額等（※）ー基礎控除額33万円）✕所得割率10.17%

＝

①＋②
保険料額（年額）（賦課限度額62万円）

※総所得金額等とは収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません）を引いた金額です。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、以下の２通りとなります。

①**年金からのお支払い【特別徴収】**
特にお手続きいただく必要はありません。
また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

②**口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】**
７月から翌年３月まで毎月お支払いいただきます。対象となる年金の受給額が年額18万円未満の人、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象となる年金の受給額の１／２を超える人は普通徴収となります。

所得の低い人の軽減（平成31年度）

同一世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（軽減後の均等割額：年額）
基礎控除額（33万円）	世帯内の被保険者全員の所得（公的年金等控除額は80万円として計算する）が０円	８割（ 9,771円）（注１）
	上記以外	8.5割（ 7,328円）（注１）
基礎控除額（33万円）＋28万円（注２）×被保険者数		５割（24,427円）
基礎控除額（33万円）＋51万円（注３）×被保険者数		２割（39,084円）

（注１）本来は７割軽減ですが、特例措置により8.5割または８割軽減となります。
（注２）平成30年度の27.5万円から拡充されました。
（注３）平成30年度の50万円から拡充されました。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

被扶養者だった人の軽減（平成31年度）

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、資格取得後２年を経過する月までの間に限り、均等割額が５割軽減されます。
該当される人は保険年金グループにお申し出ください。

※後期高齢者医療制度に加入する前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。
※被扶養者であった人でも、世帯の所得が低い人の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

保険料の減免及び徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の減免または一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。詳しくは保険年金グループへお問い合わせください。

福祉医療制度などの該当者に受給者証（黄色）を送付します

▶問合せ　保険年金グループ☎079（435）2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の高齢期移行者、障がい者（児）、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。
現在受給者証をお持ちの人については６月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する人には新しい受給者証（黄色）を郵送します。
※新たに対象となる人は、健康保険証・印鑑(朱肉をつかうもの)・平成31年度所得課税証明書（平成31年１月２日以降に転入した人）・障害者手帳（障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者）・介護保険被保険者証を持参のうえ、保険年金グループに申請してください。（詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください）

高齢期移行助成事業

	内　容
対象者	65歳以上69歳以下の人
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人
一部負担金	定率２割負担
負担限度額	■平成29年７月１日以降に65歳に到達する人（誕生日が昭和27年７月１日以降の人） 区分Ⅱ　外来　月額　12,000円／入院　月額　35,400円　区分Ⅱは介護保険の要介護２以上の認定が必要 区分Ⅰ　外来　月額　8,000円／入院　月額　15,000円　※区分Ⅱ・区分Ⅰの負担割合：２割 ■平成29年度経過措置対象者（誕生日が昭和27年６月30日以前の人） 区分Ⅱ　外来　月額　12,000円／入院　月額　35,400円　区分Ⅱの介護保険の認定要件は不要 区分Ⅰ　外来　月額　8,000円／入院　月額　15,000円　※区分Ⅱ・区分Ⅰの負担割合：２割

障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

		内　容
対象者		・障がい程度１級・２級・３級（内部障害のみ）の身体障がい者 ・知的障がい者（療育A・B１判定） ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳１級所持者）ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象
所得制限基準		世帯の町民税所得割税額合計額が23.5万円未満の人
一部負担金	外来	１医療機関あたり、１日600円を限度に月２回（1,200円まで）の負担 【低所得者は、１日400円を限度に月２回（800円まで）の負担】
	入院	定率１割負担（負担限度額月額2,400円）【低所得者は、月額1,600円】 ※長期入院（連続して３カ月を超える入院の場合）は、４カ月目以降の一部負担金なし

乳幼児等医療費助成事業

		内　容
対象者		出生から小学３年生まで
所得制限基準		所得制限なし
一部負担金	外来	一部負担金なし
	入院	一部負担金なし

こども医療費助成事業

		内　容
対象者		小学４年生から中学３年生まで
所得制限基準		所得制限なし
一部負担金	外来	一部負担金なし
	入院	一部負担金なし

母子家庭等医療費助成事業

		内　容
対象者		20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児
所得制限基準		児童扶養手当の所得制限（全部支給）の基準を準用
一部負担金	外来	１医療機関あたり、１日800円を限度に月２回（1,600円まで）の負担 【低所得者は、１日400円を限度に月２回（800円まで）の負担】
	入院	定率１割負担（負担限度額　月額3,200円）【低所得者は、月額1,600円】 ※長期入院（連続して３カ月を超える入院の場合）は、４カ月目以降一部負担金なし

※低所得者とは、所得制限判定対象者が町民税非課税で、年金収入と所得の合計が80万円以下の人です。